

あらかじめ定めた「職員緊急連絡網」等を通じて電話により連絡を行う。

(3) 動員報告

各部・班は、所定の様式で動員記録を作成し、本部に報告し、職員班は、これを整理する。

(4) 災害対策本部職員の服務

災害対策本部職員は、次の事項を遵守する。

- ① 配備についてない場合も常に災害に関する情報、本部関係の指示に注意する。
- ② 不急の行事、会議、出張等中止する。
- ③ 正規の勤務時間が終了しても、所属の長の指示があるまで退庁せず待機する。
- ④ 勤務場所を離れる場合には、所属の長と連絡をとり、常に所在を明らかにする。
- ⑤ 自らの言動で住民に不安や誤解を与えないよう、発言には細心の注意をする。
- ⑥ 災害現場に出動した場合は、防災服・腕章・ヘルメットを着用する。ただし、緊急の場合は職員の身分証明書をもって代えることができる。

(5) 県非常参集職員の派遣受入れ

大規模災害が発生した場合、特に市町村が被害状況の報告を行うことができなくなった場合には、県は積極的に市町村へ県職員を派遣し、情報収集を行う計画である。

災害時に県職員が派遣される場合、本部班は同職員と連携して情報を収集し、情報共有を行うものとする。

3 勤務時間外の初動体制

(1) 緊急対策班

勤務時間外に震度5強以上の地震が発生し、市内各所で甚大な被害が発生した場合、直ちに勤務地へ登庁すべき職員を除くすべての職員（震度5強は第一配備職員、震度6弱以上は第三配備職員）は、あらかじめ定められた職員については、各避難所勤務地中途直近の公民館（以下「公民館」という。）に一旦集合し緊急対策班を組織する。

ア 所掌事務

~~公民館等が設置されている中学校区内の~~以下の事項について対応する。

- ① 避難所開設のための安全点検
- ① ② 救急救助活動
- ② ③ 消火活動と延焼の防止
- ③ ④ 避難・誘導活動
- ④ ⑤ 地区の被害状況の調査
- ⑤ ⑥ その他緊急を要する応急対策の実施

イ 設置期間

緊急対策班は被災後 12 時間程度活動し、本部へ合流又は必要な場合は本部の指示により現地対策本部の設置にあたる。

ウ 設置場所

各避難所 ※詳細は資料編のとおり

~~中央公民館、文京公民館、清見台公民館、西清川公民館、岩根公民館、岩根西公民館、金田公民館、中郷公民館、東清公民館、富来田公民館、富岡公民館、鎌足公民館、八幡台公民館、畑沢公民館、波岡公民館、桜井公民館~~

(2) 緊急対策班以外の職員直ちに市庁舎及び勤務地へ登庁すべき職員

緊急対策班以外の職員については、災害発生後速やかに勤務地に集合する。

ア 市庁舎：本部長、副本部長、本部長付・部長、事務局員、連絡員、総務部職員、企画部職員、経済部（緊急対策担当職員）、都市整備部（緊急対策担当職員）、市庁舎が直近の職員

イ 勤務地：クリーンセンター、下水道処理施設、地方卸売市場、保育園、学校、水道部、保健相談センター並びに消防本部及び消防署に勤務する職員

4 災害救助法の適用手続き等

（１）災害救助法の適用基準

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令第1条第1項の1～4号の規定による。本市における具体的適用基準は、次のとおりである。

■災害救助法の適用基準

指標となる被害項目		適用の基準	該当条項
住家等への被害が生じた場合	市内の住家が滅失した世帯の数	100 以上	第1条第1項第1号
	県内の住家が滅失した世帯の数 そのうち市内の住家が滅失した世帯の数	2,500 以上	第1条第1項第2号
		50 以上	
	県内の住家が滅失した世帯の数 そのうち市内の住家が滅失した世帯の数	12,000 以上	第1条第1項第3号前段
		多 数	
	災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失したものであること。	多 数	第1条第1項第3号後段
生命・身体への危害が生じた場合	災害にかかった者について、食品の給与等に特殊の補給方法を必要とし、又は救出に特殊の技術を必要とすること。	県知事が内閣総理大臣と協議	基準省令第1条※
	多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令※で定める基準に該当するとき		第1条第1項第4号
	災害が発生し又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。		基準省令第2条第1項※
	災害にかかった者について、食品の給与等に特殊の補給方法を必要とし、又は救出に特殊の技術を必要とすること。		基準省令第2条第2項※

※災害救助法施行令第一条第一項第三号の内閣府令で定める特別の事情及び同項第四号の内閣府令で定める基準を定める省令

（２）被害の認定基準

住家の滅失、半壊等の認定は、災害の被害認定基準による。

住家が滅失した世帯の算定は、住家の全壊（全焼、流失）した世帯を基準とする。半壊等については、次のとおりみなし換算を行う。

■滅失住家の換算

○ 全壊（全焼・流失）住家	1 世帯・・・滅失住家	1 世帯
○ 半壊（半焼）住家	2 世帯・・・滅失住家	1 世帯
○ 床上浸水、土砂の堆積により一時的に居住できない状態になった住家	3 世帯	

が居住していた市町村の長に連絡し、遺族等の関係者に遺体を引き取らせるものとする。

なお、海上で発見、揚収した遺体については、木更津警察署に連絡したうえ、指示された岸壁等で木更津警察署に引き渡して検視（見分）を行う。

（3）遺体の処理

ア 遺体処理の対象

市は、次の場合に遺体の処理を行う。

- ① 災害による社会混乱のため遺体の処理を行うことができない場合
- ② 死体取扱規則（昭和 33 年国家公安委員会規則第 4 号）、刑事訴訟法第 229 条（検視）、検視規則（昭和 33 年国家公安委員会規則第 3 号）に基づき、警察官の検視（見分）終了後、警察当局から遺族又は市の関係者に引渡された後の必要な遺体の処理をする場合
- ③ 被災地からの漂着遺体で引き取りが不可能な場合

イ 遺体の検視（見分）

木更津警察署は、死体取扱規則に基づき遺体の検視（見分）を行い、身元が判明したものについては、所定の手続きを経て遺族に引渡す。

身元が不明な場合は、住民等の協力を得て、身元の把握、身元引受人の把握、連絡を行う。

また、県、警察等と協力して報道機関への情報提供により広報を行う。

ウ 遺体の搬送

遺体安置所等への搬送は、遺族が行うことを原則とする。

エ 遺体安置所の設置

社会福祉班は、遺体の検案、安置等を行うため、市内の公共施設、寺院等に遺体安置所を開設する。遺体の安置に必要な棺、ドライアイス等必要な資器材は葬儀業者等から確保する。

オ 遺体の処理

社会福祉班は、市に引き渡された遺体の検案等の処理を行う。検案医師は、県、日赤千葉県支部、君津木更津医師会、君津木更津歯科医師会等に出動を要請して確保する。

遺体の処理は、遺体安置所で行い、処理が終了後に遺族へ引き渡す。

被害状況により市で処理不可能な場合は、国、県、近隣市町村及びその他関係機関の応援を得て実施する。

■ 遺体の処理

① 遺体の洗浄、縫合消毒等の処理	遺体識別のための洗浄、縫合、消毒等の措置
② 遺体の一時保存	身元が識別されない遺体又は短期日の間に埋火葬することが困難な場合には、そのまま一時保存する。
③ 検案	死因その他の医学的検査をする。

（4）遺体の埋火葬

ア 埋火葬の受け付け

市民班は、遺体安置所又は住民相談窓口で埋火葬許可書を発行する。

イ 埋火葬

遺体は木更津市火葬場で火葬する。環境管理班は、木更津市火葬場が使用できない場合又は火葬能力を上回る場合は、「千葉県広域火葬計画」に基づいて他市町村の火葬場で対応するため、千葉県に広域応援要請を行う。

また、社会福祉班は、遺族による遺体の搬送が困難なときは、葬儀業者、自衛隊等に協力を要請する。

木更津市火葬場 木更津市大久保 840-3

ウ 身元不明者の遺骨・遺留品の取り扱い

社会福祉班は、遺体安置所に一時保管した遺骨及び遺留品は、台帳を作成して一定期間公示し、引き取り人がある場合は、身元確認の上引き渡す。

引き取り人の無い身元不明者の遺骨は、遺留品とともに、「木更津市行旅病人及行旅死亡人取扱法施行細則」（平成11年規則10号）により扱うものとする。

5 動物対策

（1）死亡獣畜の処理

廃棄物対策班は、獣畜の死亡が確認された場合は、農林水産班等と調整し、①家畜（主に畜産農業に係るもの）は南部家畜保健衛生所、②野生動物は君津地域振興事務所、①②を除くペット等動物は君津健康福祉センターの指導により、死亡した獣畜を処理する。

（2）放浪動物への対応

環境管理班は、飼い主の被災により廃棄又は逃げ出したペット等が発生した場合は、君津健康福祉センター、千葉県動物愛護センター、（社）千葉県獣医師会等関係団体及びボランティアと協力して保護する。危険動物が逃亡した場合は、人的危害を防止するため、飼養者、警察等と連携により必要な措置を講ずる。

（3）ペットへの対応

避難時のペットの保護及び飼養は、原則として動物の管理者が行う。

避難所内へは、原則としてペットの持ち込みを禁止することとする。避難所を開設した場合は、自己責任にて対応する。

環境管理班は、避難所での生活が長期化し、避難生活に支障となるペット問題が生じた場合は、君津健康福祉センター及び千葉県獣医師会等と取り扱いについて協議する。関係団体がペットの救護所等を設置する場合は、公共用地を提供するとともに、その旨を避難者に広報する。

6 清掃及び障害物の除去

（1）災害廃棄物処理計画等の策定と組織体制の整備

廃棄物対策班は、総務、し尿処理、ごみ処理及びがれき処理に関する各担当を置くとともに、被害状況の把握、県、他の市町村、関係団体との連携、また、必要に応じて広域処理を行うなど、災害廃棄物の適正かつ円滑な処理に当たる。

なお、「災害廃棄物対策指針（環境省）」、「千葉県災害廃棄物処理計画」及び「千葉縣市町村災害廃棄物処理マニュアル策定ガイドライン」に基づく「木更津市震災廃棄物処理計画」及び「災害廃棄物処理マニュアル」を事前に策定し、迅速かつ適正な処理体制を確立しておくよう努める。

（2）がれきの処理

ア 処理体制の確立

廃棄物対策班は、大量のがれきが発生した場合は、「木更津市震災廃棄物処理計画」等に基づき発生量を推計し、処理体制の確立を図る。処理が困難な場合は、県に協力を要請するとともに、「災害時等における廃棄物処理施設に係る相互援助細目協定」に基づき他県市町村及び一部事務組合間と締結した応援協定において援助協力を受ける。

6 農林・水産業施設

(1) 農業用施設

農業用施設管理者は、管理する施設が異常な自然現象により、被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、応急復旧及び本復旧を行うものとする。特に公共性を含めた農業生産基盤上、緊急に復旧を行う必要のある対象は次のとおりである。

ア 用水施設

(ア) 用水路等の破壊、決壊で、これを放置すると農業生産基盤に重大な影響を与えるものの。

(イ) 用水路護岸の破壊で、決壊のおそれのあるもの。

イ ため池

(ア) 堤体の決壊又はそのおそれがあり、ため池下流の地域住民及び農業生産基盤に重大な影響を与えるものの。

(イ) 決壊したため池を放置すると著しい被害を生じるおそれのあるもの。

(ウ) 下流に住宅や公共施設等が存在し、決壊した場合に影響を与えるおそれのあるため池を防災重点ため池と位置づける。

ウ 道路施設

道路、橋梁等が被害を受けた場合、地域住民及び農業生産基盤に重大な影響を与えるものの。

エ 排水施設

(ア) 堤防の破壊、護岸の決壊で、地域住民及び農業生産基盤に重大な影響を与えるもの。

(イ) 護岸等の決壊で、破壊のおそれのあるもの。

(ウ) 被害を受けた排水施設について、放置すると著しい被害を生じるおそれのあるもの。

(2) 林業用施設

林業用施設管理者は、管理する施設が異常な自然現象により被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、応急復旧及び本復旧を行うものとする。特に緊急に復旧を行う必要のあるものは次のとおりである。

ア 林道施設

林道施設の被災で、これを放置すると、林業生産基盤及び地域住民の生活用道路としての役割に重大な影響を与えるもの

イ 林地荒廃防止施設

林地荒廃防止施設の被災で、これを放置すると、人家、公共用施設、道路等に被害を生じるおそれのあるもの、又はその他著しい被害を生じるおそれのあるもの

(3) 漁港施設

漁港用施設管理者は、管理する施設が地震等により被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、復旧を行うものとする。特に公共性があり漁業生産基盤上、緊急に復旧を行う必要のある対象は次のとおりである。

ア 海岸保全施設

(ア) 破堤

(イ) 堤防の破壊で破堤のおそれがあるもの

(ウ) 堤防の前面の砂浜における土砂の流出で、根固めをする必要があるもの

(エ) 護岸の全壊等で、これを放置すると著しい被害が生じるおそれのあるもの

イ 漁港施設

(ア) 係留施設の破壊で、漁船の係留又は水揚げに重大な支障を与えているもの

■重要通信を確保する機関の順位

順位	確保する機関（各社の契約約款に別の定めがある場合はその定めによる）
第1順位	気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、防衛機関、輸送の確保に直接関係のある機関、通信の確保に直接関係のある機関、電力の供給の確保に直接関係のある機関
第2順位	ガス・水道の供給の確保に直接関係のある機関、選挙管理機関、預貯金業務を行う金融機関、新聞社、通信社、放送事業者及び第1順位以外の国又は地方公共団体
第3順位	第1順位、第2順位に該当しないもの

6 農林・水産業施設

（1）農業用施設

農業用施設管理者は、管理する施設が異常な自然現象により、被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、応急復旧及び本復旧を行うものとする。特に公共性を含めた農業生産基盤上、緊急に復旧を行う必要のある対象は次のとおりである。

ア 用水施設

- （ア）用水路等の破壊、決壊で、これを放置すると農業生産基盤に重大な影響を与えるもの。
- （イ）用水路護岸の破壊で、決壊のおそれのあるもの。

イ ため池

- （ア）堤体の決壊又はそのおそれがあり、ため池下流の地域住民及び農業生産基盤に重大な影響を与えるもの。
- （イ）決壊したため池を放置すると著しい被害を生じるおそれのあるもの。
- （ウ）下流に住宅や公共施設等が存在し、決壊した場合に影響を与えるおそれのあるため池を防災重点ため池と位置づける。

ウ 道路施設

道路、橋梁等が被害を受けた場合、地域住民及び農業生産基盤に重大な影響を与えるもの。

エ 排水施設

- （ア）堤防の破壊、護岸の決壊で、地域住民及び農業生産基盤に重大な影響を与えるもの。
- （イ）護岸等の決壊で、破壊のおそれのあるもの。
- （ウ）被害を受けた排水施設について、放置すると著しい被害を生じるおそれのあるもの。

（2）林業用施設

林業用施設管理者は、管理する施設が異常な自然現象により被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、応急復旧及び本復旧を行うものとする。特に緊急に復旧を行う必要のあるものは次のとおりである。

ア 林道施設

林道施設の被災で、これを放置すると、林業生産基盤及び地域住民の生活用道路としての役割に重大な影響を与えるもの

イ 林地荒廃防止施設

林地荒廃防止施設の被災で、これを放置すると、人家、公共用施設、道路等に被害を生じるおそれのあるもの、又はその他著しい被害を生じるおそれのあるもの

（3）漁港施設

漁港用施設管理者は、管理する施設が災害により被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、復旧を行うものとする。特に公共性があり漁業生産基盤上、緊急に復旧を行う必要のある対象は次のとおりである。

ア 海岸保全施設

3 災害対策

3-1 避難場所等一覧

指定避難所・指定緊急避難場所

	名称	所在地	電話番号	指定 避難所	指定緊急避難場所				備 考
					地震	津波	洪水	土砂	
1	木更津第一小学校	中央 1-11-1	23-1051	○	○	×	△※	○	※2階以上
2	木更津第二小学校	文京 5-6-24	23-2216	○	○	○	△※	○	※2階以上
3	東清小学校	菅生 114	98-0424	○	○	○	○	○	
4	西清小学校	長須賀 2445	22-2818	○	○	○	○	○	
5	南清小学校	ほたる野 3-5	98-3193	○	○	○	○	○	
6	清見台小学校	清見台南 1-15-1	98-2351	○	○	○	○	○	
7	岩根小学校	西岩根 8-1	41-1303	○	○	○	△※	○	※2階以上
8	高柳小学校	高柳 5932	41-2085	○	○	○	○	○	
9	八幡台小学校	八幡台 4-5-1	36-6696	○	○	○	○	○	
10	金田小学校	中島 2931-1	41-0009	○	○	○	△※	○	※2階以上
11	馬来田小学校	真里谷 518	53-2004	○	○	○	○	○	
12	旧 富岡小学校	下郡 1886	53-2017	○	○	○	○	○	
13	祇園小学校	清川 1-1-1	98-3158	○	○	○	○	○	
14	畑沢小学校	畑沢南 2-16-1	36-3003	○	○	○	○	○	
15	請西小学校	請西 2-8-1	36-9331	○	○	○	○	○	
16	真舟小学校	真舟 2-6-1	36-0058	○	○	○	○	○	
17	中郷小学校	井尻 978	98-0824	○	○	○	○	○	
18	木更津第一中学校	中央 1-10-1	22-5321	○	○	×	×	○	
19	木更津第二中学校	請西 941	36-2280	○	○	○	○	○	
20	木更津第三中学校	永井作 1-1-1	23-2645	○	○	○	○	△※	※屋内運動場
21	岩根中学校	高柳 3-7-49	41-2096	○	○	○	○	○	
22	岩根西中学校	久津間 373	41-3681	○	○	○	△※	○	※2階以上
23	太田中学校	東太田 1-2-1	98-7001	○	○	○	○	○	
24	畑沢中学校	畑沢 1053-1	36-5021	○	○	○	○	○	
25	波岡中学校	大久保 3-9-1	36-0911	○	○	○	○	○	
26	鎌足中学校	矢那 2797	52-2092	○	○	○	○	○	
27	金田中学校	中島 2820	41-0032	○	○	○	△※	○	※2階以上
28	旧 中郷中学校	有吉 932	98-0809	○	△※	○	○	○	※屋内運動場
29	清川中学校	中尾 1096	98-0188	○	○	○	○	○	
30	富来田中学校	真里谷 275	53-2020	○	○	○	○	○	
31	文京公民館	文京 2-6-54	23-3836	○	○	○	△※	○	※2階以上
32	八幡台公民館	八幡台 4-2-1	36-4010	○	○	○	○	○	
33	東清公民館	笹子 469-1	98-2919	○	○	○	○	○	
34	鎌足公民館	矢那 899-1	52-3111	○	○	○	△※	○	※2階以上
35	中郷公民館	井尻 789	98-0802	○	○	○	○	○	
36	富来田公民館	真里谷 110	53-2027	○	○	○	○	○	
37	岩根公民館	高柳 3-2-1	41-1184	○	○	○	○	○	
37	金田 公民館	中島 1985	41-0002	○	○	○	△※	○	※2階以上
38	清見台公民館	清見台南 5-1-29	98-7654	○	○	○	○	○	
39	畑沢公民館	畑沢 1053-12	37-1005	○	○	○	○	○	
40	岩根西公民館	江川 934-1	41-1023	○	○	×	△	○	

	名称	所在地	電話番号	指定 避難所	指定緊急避難場所				備 考
					地震	津波	洪水	土砂	
41	富岡公民館	下郡 1770-1	53-5952	○	○	○	○	○	
42	西清川公民館	永井作 2-11-12	23-0286	○	○	○	○	○	
43	波岡公民館	大久保 5-7-1	37-8515	○	○	○	○	○	
44	桜井公民館	桜井新町 4-2	30-7311	○	○	○	○	○	
45	市民体育館	貝渕 2-13-40	23-5822	○	×	×	×	○	
46	金田地域交流センター	金田東 6-11-1	97-6292	○	○	○	○	○	
47	木更津東高等学校	木更津 2-2-45	23-0538	○	△※	○	○	○	※屋内運動場
48	木更津高等学校	文京 4-1-1	22-6131	○	○	○	○	○	
49	拓殖大学紅陵高等学校	桜井 1403	37-2511	○	○	○	○	○	
50	志学館中等部・高等部	真舟 3-29-1	37-3131	○	○	○	○	○	
51	木更津工業高等専門学校	清見台東 2-11-1	30-4000	×	×	○	○	○	
52	木更津総合高等学校	東太田 3-4-1	30-5511	○	○	○	○	○	
53	清和大学短期大学部	東太田 3-4-2	30-5522	○	○	○	○	○	

（注１）“○”は指定、“△”は一部指定、“×”は非指定であることを示す。

（注２）「備考」欄は、“△”は一部指定の施設について、指定する部分を示す。

（注３）指定緊急避難場所の「地震」については、すべての施設のグラウンド部分は○とする。

（注４）37番の金田公民館は、平成31年3月31日に指定を解除する。

一時避難場所

	名称	所在地		名称	所在地
1	座面公園	木更津 3-7	12	板取公園	畑沢南 5-10
2	大関公園	畑沢 3-2	13	八幡台中央公園	八幡台 4-3
3	清見台中央公園	清見台南 4-5	14	江川総合運動場	江川 959-1
4	貝渕公園	桜町 1-3	15	江沢公園	清川 1-13
5	中清水公園	畑沢 4-4	16	八崎公園	請西 3-2
6	桜井南公園	桜井 1595-2	17	小浜中央公園	港南台 2-17
7	野際公園	清見台東 1-4	18	桜井運動場	桜井新町 4-2
8	小櫃堰公園	祇園 358	19	道の駅「木更津 うまくたの里」	下郡 1369-1
9	大久保公園	大久保 2-14			
10	大作公園	八幡台 3-26			
11	真舟中央公園	真舟 4-9			

津波避難ビル

	名称	所在地	階建	避難部分	収容人数
1	木更津商工会館	潮浜 1-17-59	6 階	3 階・6 階	150
2	東京電力パワーグリッド (株)木更津支社	貝渕 3-13-40	5 階	屋上	560
3	木更津駅前西口駐車場	中央 1-1-1	4 階	3 階・4 階	3,000
4	(株)ジェイコム千葉木更津局	大和 2-7-15	5 階	3 階・4 階・屋上	250
5	龍宮城スパホテル三日月	北浜町 1	5 階	5 階（スパ棟）	2,000
6	(株)サンセルモエルセルモアクア 21	富士見 3-1-1	3 階	3 階・屋上	2,000

木更津市災害時における協力井戸の登録に関する事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、「木更津市地域防災計画」に基づき、震災等の災害時に供給が困難となるおそれのある生活用水を確保するため、災害時における協力井戸（以下「災害協力井戸」という。）の登録等の事務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(登録の要件)

第2条 市長は、次に掲げる要件のいずれにも該当する井戸であって、第5条第1項の規定により申し込みのあった井戸を災害協力井戸として登録するものとする。

- (1) 市内に所在する電動式、手動式又は電動・手動式併用のポンプ井戸であること。
- (2) 所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）が現在使用しており、今後も引き続き使用する予定であること。
- (3) 災害時に付近の市民等へ井戸水の提供ができるよう、所有者等において継続的かつ適正に管理されること。
- (4) 洗面、洗濯及びトイレ洗浄等の生活用水として使用できる水質であること。
- (5) 災害協力井戸が所在する旨の標識を当該井戸の所有者等の家屋の門、扉、塀等の近隣の住民から認識しやすい場所に表示することについて、当該所有者等の承諾が得られること。
- (6) 本市のウェブサイト、広報紙等に災害協力井戸に関する情報を掲載することについて、所有者等の承諾が得られること。
- (7) 災害協力井戸の所有者等及び所在地を町会及び自主防災組織の長等の市民に情報提供することについて、所有者等の承諾が得られること。

(登録情報の管理)

第3条 市長は、木更津市個人情報保護条例（平成11年木更津市条例第4号）に基づき、災害協力井戸の登録に関する内容を適切に管理しなければならない。

2 市長は、災害協力井戸に関する現状把握に努め、災害協力井戸に関する情報を定期的に更新し、これを市民に公表するものとする。

(利用条件の周知)

第4条 市長は、震災等の災害時に災害協力井戸を利用しようとする者（以下「利用者」という。）に対し、次に掲げる事項の周知を図るものとする。

- (1) 災害協力井戸の利用は、所有者等の承諾が得られた場合を除き、日中に限られること。
- (2) 災害協力井戸の利用は、所有者等の厚意によるものであることに留意し、その意に反する利用をしないこと。

(3)所有者等から災害協力井戸に関する管理運用上の指示を受けた場合、その指示に従うこと。

(登録の手続)

第5条 災害協力井戸として市長の登録を受けようとする所有者等は、木更津市災害協力井戸登録申込書（別記第1号様式）により申し込むものとする。

2 市長は、前項の規定による申し込みがあったときは、速やかに現地調査等の必要な調査を行い、登録の可否を決定するとともに、申し込みをした者に対し、木更津市災害協力井戸登録可否決定通知書（別記第2号様式）により通知するものとする。

(登録期間)

第6条 災害協力井戸の登録期間は、登録した年度から起算して3か年度とする。

2 市長は、前項の登録期間が満了する前に所有者等に対し、更新の意思の有無を確認するものとする。

(登録解除)

第7条 市長は、次に掲げる事由が生じたときは、災害協力井戸の登録を解除するものとする。

(1)所有者等から木更津市災害協力井戸登録解除申請書（別記第3号様式）による申請があったとき。

(2)第2条に規定する登録要件を満たさなくなったとき。

(3)登録期間が満了し、所有者等から更新の意思が確認できないとき。

(4)前3号に掲げるもののほか、市長が災害協力井戸として適当でないと認めたとき。

2 市長は、前項第1号、第2号又は第4号の場合においては、木更津市災害協力井戸登録解除決定通知書（別記第4号様式）により、所有者等へ通知するものとする。

附 則

この要領は、令和元年 月 日から施行する。